

P T A 会 則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は酒井根中学校 PTA と称し、事務所を酒井根中学校内におく。

第2章 目 的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、酒井根中学校教育の振興をはかり、生徒の福祉を増進し、会員相互の理解と研修を進める。

第3章 活動及び主旨

第3条 本会はその目的達成のために家族と学校の緊密な連絡のもとに次のような活動をする。

1. 生徒の教育環境をととのえる。
2. 生徒の生活環境をととのえる。
3. 生徒の校外生活を指導する。
4. 会員相互の理解を深め、向上をはかる。
5. この地域の社会教育の振興を助ける。
6. その他、本会の目的を達成するために必要な活動をする。

第4条 本会は次の主旨に則り前条の活動をする。

1. 教育の本旨とする民主的な教育団体としての本義を守る。
2. 特定の政党、宗教に偏らない。
3. 営利のみを目的とする行為はしない。
4. 学校の人事、管理に干渉しない。

第4章 会 員

第5条 本会は次の会員で組織される。

1. 本校に在学する生徒の父母、またはこれに代わる者（以下保護者という）
2. 本校に勤務する教職員。

第6条 会員は会費を納めるものとする。但し、特定の事情がある会員に対しては会費を減免することができる。

第7条 会員は本会对し平等の権利を有し、義務を負う。

第5章 役 員

第8条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
書記	3名（うち1名は教職員）
会計	3名（うち1名は教職員）
会計監査	2名

第9条 役員の選出方法については細則で定める。役員の任期は1年とし、選出の際は総会の承認を得なければならない。但し、再任を妨げない。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は総会及び運営委員会の開催準備ならびに議事の記録、本会活動に関する重要な事項の記録、関係文書の作成・配布・保管にあたる。
4. 会計は総会が決定した予算に基づく一切の会計事務、会計監査を経て総会において決算報告をする。その他本会の財産管理にあたる。
5. 会計監査は必要に応じ随時会計監査を行い、予算運用の適否を総会に報告する。
6. 学校長は学校経営の立場から、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

第6章 会 計

第11条 本会の経費は会費、その他の収入及び寄付によってまかなわれる。会費は一世帯につき月額350円とする。

第12条 本会の経理は総会で議決された予算に基づいて行なわれる。

第13条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 機 関

第15条 本会に次の機関をおく。
総会・運営委員会・役員会
学年委員会・専門部会

第16条 総会は本会の最高議決機関であって全会員をもって構成する。

第17条 総会は次の事項を審議決定する。

1. 役員の選出
2. 年度決算の承認
3. 年度予算の議決
4. 会則の改正
5. その他重要事項の審議ならびに議決

第18条 総会は定期総会と臨時総会のふたつとし、会長がこれを召集する。

1. 定期総会は原則として、毎年4月に開く。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったとき開く。

- 第19条 総会は会員の4分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは議長が決する。但し、出席は委任状をもって代えることができる。
- 第20条 役員会は会長、副会長、書記、会計及び校長、教頭、をもって構成する。役員は総会、運営委員会等の招集、議案の提示、その他の本会の活動に必要なと思われる事項について協議する。
- 第21条 学年委員会は学年委員長、副委員長の選出及び学年PTAの運営にあたる。
- 第22条 運営委員会は会長、副会長、会計、書記と各専門部長、学年委員長及び校長、教頭、教務主任をもって構成し、総会の決定に基づき一般の会務及び緊急事項について協議する。
- 第23条 運営委員会は次の専門部を設け、必要に応じて特別委員会を設けることができる。
1. 広報部
会報の発行、その他の広報活動。
 2. 厚生体育部
体育祭参加・協力、バレーボール大会等レクリエーション。学校内の設備の充実改善に関する事。
 3. 校外生活部
生徒の校外指導、地区懇談会の推進。
- ※ 専門部会は各学級委員で構成される。但し、校外生活部は各支部より選出された支部長、副支部長で構成される。
- 第24条 校外生活部に次の支部をおく。
酒井根1、酒井根2、酒井根3、東山・西山、光ヶ丘、中原、南増尾の各支部。
1. 支部は支部の全会員で組織し、支部長、副支部長の選出及び本会の目的達成に必用な活動を行なう。
 2. 支部相互の連携を蜜にするために支部長、副支部長会を設け代表者を互選する。
- 第25条 運営委員会は毎月1回以上開催し、専門部会は必要に応じて開く。
- 第8章 附 則**
- 第26条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会則に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。
- 第27条 この会則は総会の出席者3分の2以上の同意がなければ改正することができない。
- 第28条 この会則は昭和53年4月1日より実施する。
- ※ 昭和58年4月30日 第24条「南増尾」挿入。
- ※ 昭和60年4月20日 第24条「公団1・公団2・公団3」を「光ヶ丘公団」と改正する。
- ※ 昭和61年4月19日 第23条、第24条の「校外指導部」を「校外生活部」と改正する。第23条、第24条の「支部長」の次に「副支部長」を挿入。「わらびが丘」を削除。
- ※ 昭和63年4月16日 会則第9条に基づくPTA役員選出に関する細則の第2条を改正する。第3条以下については「指名委員」を「推薦委員」と改正する。
- ※ 平成5年4月17日 第24条「南増尾」を「南増尾1、南増尾2」と改正する。
- ※ 平成5年4月17日 第2条、第5条「父母」を「保護者」と改正する。
- ※ 平成8年4月20日 第11条「会費、月額200円」を「会費、月額250円」と改正する。
- ※ 平成8年4月20日 第24条「南増尾1、南増尾2」を「南増尾」に改正し、「青葉台」を挿入。
- ※ 平成12年5月1日 第24条「酒井根1、酒井根2」の一部の地区の住居表示を変更する。
- ※ 平成17年4月22日 第11条「会費、月額250円」を「会費、月額350円」と改正する。
- ※ 平成18年4月21日 PTA役員選出に関する細則 第2条「推薦委員会は各学年より2名、運営委員から3名」を「運営委員会の本部役員より2名、学年部長、各専門部長より7名」と改正する。
- ※ 平成26年4月18日 第24条「酒井根東」と「松野台」を統合し「酒井根3」と改正する。また、酒井根2、西山の境界を変更する。
- ※ 平成29年4月21日 第24条「光ヶ丘公団」を「光ヶ丘団地」と改正する。また、「光ヶ丘団地」の住居表示及び境界を変更する。
- ※ 平成30年1月13日 第23条「文化部」を削除し役員選出に関する細則（第2条）を改正する。
- ※ 令和2年4月1日 第24条「酒井根2」に青葉台2丁目を統合する。「南増尾」に青葉台1丁目を統合する。また、「東山」「西山」「光ヶ丘中部」「光ヶ丘団地」の境界を変更し、「東山・西山」「光ヶ丘」と改正する。

- 第29条 昭和62年4月16日 会員に関する慶弔の細則を定める。会員の慶弔については細則に基づいて実施する。
- ※ 平成3年4月6日 会員に関する慶弔の細則を改正する。
- ※ 平成15年4月18日 会員に関する慶弔

の細則を改正する。

- ※ 平成16年4月26日 生徒活動奨励費の運用についての内規を改正する。
- ※ 令和2年4月24日 会員に関する慶弔の細則を改正する。

細則 および 内規

PTA役員選出に関する細則

第1条 この細則はPTA会則9条に基づき、PTA役員

の選出について必要な事項を定める。
 役員

の選出については推薦委員会を設ける。
 推薦委員会は運営委員会の本部役員から2名、

学年部長、各専門部長より6名、学校側より1

名、計9名で構成する。

第2条 推薦委員会は推薦委員の互選により正副委員

長各1名を選出する。

第3条 推薦委員会は次のことを行なう。

1. 会員から推薦された役員候補者または役員として適任者を人選する。
2. 役員候補者を総会に先立って運営委員会に報告し、全会員に通知する。
3. 候補者について総会に提案する。
4. 推薦委員が役員候補者に推薦された場合は、運営委員会にはかり、その任務を解き新たに推薦委員を充足することができる。

第5条 推薦委員の任期は委員会の結成されたときから、総会において新役員が選出されるまでとする。

PTA会員に関する慶弔の細則

1 教職員の慶弔

- (1) 本人及び配偶者・親・子の不幸
5,000円
- (2) 本人の2週間以上の入院
5,000円

2 PTA会員及び生徒の慶弔

- (1) 生徒の不幸 10,000円
(花輪も添える)
- (2) PTA会員の不幸 5,000円
- (3) 生徒の2週間以上の入院
5,000円

3 教職員の転出に際しての餞別

- (1) 花束または記念品

4 その他

- (1) 災害や特別の事情が発生した場合は、運営委員会の決議によって処理する。また緊急の場合は役員で処理し運営委員会に報告する。

- (2) 慶弔に関する返礼は行わない事にする。
- (3) 慶弔に対する学年、学級単位での金品の贈与は当該学年、学級で検討する。
- (4) 運営委員会の承認を得られれば、この限りではない。

生徒活動奨励費の運用についての内規

第1条 (内規の目的)

この内規は生徒活動のうち、生徒活動奨励費をもって助成する対象及びその助成の内容について必要事項を定める。

第2条 (助成の対象となる活動)

- (1) 小・中体連等の主催する県大会以上の大会に助成を行なう。
- (2) 総合的学習に関する助成を行なう。

第3条 (助成の対象者)

生徒活動奨励費をもって助成する対象人数は、主催団体が提出要求する補欠も含めた1チームの登録人数とする。但し、個人の場合は出場者当人のみ、吹奏楽、合唱等は出場者全員とする。

第4条 (助成の内容)

- (1) 生徒活動奨励費をもって助成する内容は、大会費全額、交通費、宿泊費等の総額の2分の1とする。但し、特別な場合は運営委員会の議を経て決定する。
- (2) 総合的学習についての助成金は学校との話し合いにより決定する。

第5条 (支給の原則)

県大会・関東大会以上の大会は、大会終了後所定の手続きに基づき請求する。但し、特別な場合はこの限りではない。

第6条 (生徒活動奨励費残高の積み立て)

生徒活動奨励費による助成の対象となる大会への出場は年度により異なり、予算を上回る支出となることも予想される。このため、当該勘定科目に残高の出た年度にあつては、これを別途積み立て次年度以降の生徒活動奨励費の補充にあてるものとする。尚、本積立金の支出に当たっては運営委員会の議を経て会長がこれを行なう。

